

医療法人設立認可説明書

(一人医師医療法人)

兵庫県保健医療部医務課 医療指導班
令和6年11月作成

Contents

医療法人制度について	01
医療法人になると発生する義務・制約	02
・ 運営主体は個人から法人へ	03
・ 法令に基づく手続き（届出・申請）	03
・ 役員の職務	
・ 剰余金の配当の禁止	
医療法人の設立に係る指導方針	03
医療法人設立までの流れ	
申請書作成時の注意点	
医療法人設立認可スケジュール	04
	05



1 医療法人制度について

● 目的

医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ること

● 医療法人に求められる責務

医療法人は、医療法に基づき設立する「非営利の法人」であり、医療法では以下の責務を果たすよう定められている。

自主的に運営基盤の強化を図ること

提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保に係ること

地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めること

2 医療法人になると発生する義務・制約

医療法人になると、個人事業主の時とは異なり、以下のような義務・制約が生じます。

運営主体は個人から法人へ

法令に基づく法人運営・手続きが必要

役員の職務

剰余金の配当の禁止

2 医療法人になると発生する義務・制約

運営主体は個人から法人へ

- ① 現在運営している個人開設の診療所は廃止し、医療法人を開設者とする診療所として新規開設する。
- ② 医療法人の事業計画や予算・決算の承認、役員選任、定款の変更など、重要な事項は社員総会や理事会の承認が必要となる。
- ③ 法人の運営は「定款」に基づいて行うこととなる。定款は医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたもの。定款に反した運営は指導の対象となる。

※定款の記載内容（実施事業等）を変更する場合は、主たる事務所が兵庫県である場合は、原則として兵庫県保健医療部医務課に申請を行い、認可を受ける必要がある。

（設立後、定款変更等で主たる事務所が他の都道府県等に移転した場合は主たる事務所を管轄する自治体に確認ください）

2 医療法人になると発生する義務・制約

法令に基づく法人運営・手続き

- ① 会議の開催
予算や決算の承認を得るため、社員総会や理事会を開催。
定時社員総会は、毎年2回開催する必要がある。
※定款に定めれば年1回とすることも可能。
- ② 監事による監査の実施
法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会及び理事会に提出
- ③ 2年ごとの役員改選
役員の任期は2年とすることを定款に規定しているため、少なくとも2年毎に役員改選が必要（理事長の重任等）

2 医療法人になると発生する義務・制約

法令に基づく法人運営・手続き

時期	届出・申請
毎年	<ul style="list-style-type: none">○「決算届」（会計年度終了後3月以内）○資産総額の変更登記に伴う「登記完了届」○経営情報等の報告
2年ごと	<ul style="list-style-type: none">○役員の変更に伴う「役員変更届」 ※重任の場合は提出不要。○理事長の変更・重任登記に伴う「登記完了届」
随時	<ul style="list-style-type: none">○診療所開設、附帯事業の開始等に伴う「定款変更認可申請」○役員の変更等に伴う「役員変更届」○登記の変更に伴う「登記完了届」

2 医療法人になると発生する義務・制約

役員の職務

- ① 理事長の代表権等（主なもの）
 - I. 医療法人の理事のうち一人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。
 - II. 理事長は医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - III. 任期の満了や辞任により退任した理事長は、新たに選任される理事長が就任するまでは理事長としての権利義務を有する
 - IV. 医療法人は、理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 医療法人になると発生する義務・制約

役員職務

② 理事の責務等（主なもの）

- I. 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。
- II. 理事は、法令、定款、寄附行為並びに社員総会又は評議員会の決議を遵守し、医療法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
- III. 役員が任務を怠ったことにより医療法人に損害が生じたときは損害賠償する責任を負う。
また、その職務を行うについて悪意または重大な過失が合ったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 医療法人になると発生する義務・制約

剰余金の配当の禁止

①剰余金の配当の禁止

- I. 医療法人の事業活動により生じる利益は、医療法人が提供する医業にのみ充てることが可能。
(施設整備や職員の待遇改善、医療充実のための積立金として預金・国公債等、元本保証のある資産により留保する)
- II. 医療法人が利益の分配を行うことは、医療法第54条により禁止されている。

医療法第54条 (剰余金配当の禁止)

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない

2 医療法人になると発生する義務・制約

剰余金の配当の禁止

②利益の分配と考えられる行為の例

以下の事例は、事実上利益の分配と考えられ、医療法に抵触し、指導監督の対象となる。

- I. 特定の者（役員等）に資金を貸し付けること
- II. 医療法人が、役員等やMS法人が所有するが所有等している資産（土地や建物等）を過大な賃貸料で賃貸すること
- III. 特定の者（役員等）の債務を引き受けること又はその債務について医療法人の資産を担保として提供すること
- IV. 福利厚生規程に基づかず、特定の者（役員等）だけに社宅を使用させること

3 医療法人設立に係る指導方針（主なもの）

役員及び社員

- ① 法的な責任を負う職責に鑑み、**18歳未満の学生等**が就任することは望ましくない。
- ② 取引関係のある営利法人の役職員が医療法人の役員（理事・監事）に就任することは認められない。
- ③ 医療法人の役員と親族関係（役員配偶者及び三親等以内の親族）にある者、医療法人の理事・従業員、当該医療法人と顧問関係にある弁護士や公認会計士・税理士等が監事に就任することは認められない。
- ④ 社員は**3名以上**確保すること。（成年者が望ましい）

3 医療法人設立に係る指導方針（主なもの）

基金拠出

- ① 法人設立後2か月分の運転資金と同額以上で、1千万円以上の金額を現預金または医業未収金で拠出する必要がある。
- ② 社員全員の拠出が必要。拠出額は、理事長就任予定者の拠出額が最も高くなるようにする必要がある。

3 医療法人設立に係る指導方針（主なもの）

開設実績

設立総会日時点で理事長就任予定者（現診療所開設者）が2年以上安定して個人診療所を経営していること。

特に理由があって開業直後で法人化を希望する場合でも、診療所を開設して1回以上確定申告を行い確定申告書が提出できること。

4 医療法人設立までの流れ

① 設立総会開催までの事前準備

- 一人医師医療法人設立認可手引、一人医師医療法人設立認可Q&A、医療法人設立認可説明資料を確認
- 定款(案)の作成

医療法人設立の申請をすることが決定したら、インターネットでの事前登録をしてください。

※事前登録の登録漏れがあった場合も、申請書(案)の提出は受け付けます。

② 設立総会開催

【議事進行例】

- ① 設立趣旨の承認
- ② 社員の確認
- ③ 定款の承認
- ④ 拠出申込み、設立時の財産目録の承認
- ⑤ 事業計画・収支予算の承認
- ⑥ 役員及び管理者の選任
- ⑦ 設立代表者の選任
- ⑧ 不動産の契約
- ⑨ 役員総報酬限度額の承認

4 医療法人設立までの流れ

② 設立認可申請書（案）の作成

- ・ 押印・割り印及び製本の必要はなし

③ 申請書（案）の提出

- ・ 年2回、5月31日、9月30日必着
（土日祝の場合は翌平日必着）
- ・ 提出先
 歯科医師会加入者 →→→→→→→ **兵庫県歯科医師会**
 医師会加入者及び医師会・歯科医師会未加入者
 →→→→→→→ **兵庫県医務課医療指導班**

④ 医務課での審査、ヒアリング

- ・ ヒアリングは設立代表者の出席が必要

4 医療法人設立までの流れ

⑤本申請書類の提出 ※R7年度より申請者の押印廃止

- ・ 兵庫県医療審議会における審議

⑥設立認可書交付

- ・ 設立登記申請（法務局）

⑦登記完了(医療法人設立)

⑧医療法人設立登記 完了届の提出

【認可書受領後の注意点】

- ・ 法務局に医療法人の設立登記を行うこと
- ・ 拠出金の払い込み等を行うこと
- ・ **設立認可書は再発行しないため法人で適切に保管すること**

【その他の手続き】

- ・ 医療法人での診療所の開設許可、届出手続等（X線装置含む）
 - ・ 個人診療所廃止届（X線装置含む）
- ※開設地を管轄する保健所等での手続きとなります。

5 申請書作成時の注意点

定款(医療法人の運営ルールの基本)

- ① 所在地の表記は、保健所に届出ている所在地を基本とすること
- ② 選択可能な条文以外はモデル定款を用いて作成すること
※モデル定款以外の記載を行う場合は理由書の添付が必要
- ③ 会計年度は任意で設定が可能
- ④ 設立後の最初の会計年度は、**1年を超えない範囲**で設定
- ⑤ 設立後の最初の役員任期は、**2年を超えない範囲**で設定

5 申請書作成時の注意点

基金拠出

- ① 現金・預金と医業未収金のみを基金拠出できる。
- ② 負債の引き継ぎは認めていない。
- ③ 残高証明書の名義人は個人名義の口座にすること。

5 申請書作成時の注意点

その他

- ① 申請書の作成にあたっては、兵庫県ホームページからダウンロードして使用すること

[兵庫県／一人医師医療法人の設立について \(hyogo.lg.jp\)](http://hyogo.lg.jp)

- ② 診療所用不動産の賃貸借契約
 - ・ 契約期間は10年程度(自動更新可)で確実なものであること。
 - ・ 賃貸借契約書(案)や覚書の文言等については、事前に貸主と書面の内容を調整し、内諾を得た上で仮申請すること。
 - ・ 医療法人関係者所有の不動産の賃借料は基準以下とすること。
(土地：路線価評価額×6%、建物：固定資産税課税標準額×10%を上限)

5 申請書作成時の注意点

その他

③ 各種証明書等取得の注意事項

預金残高証明書：基準日は**設立総会日**

印鑑登録証明書（住民票）：**設立総会日以降**の日付で取得

医師(歯科医師)免許証の写し、臨床研修修了登録証の写し

：**設立総会日以降**の保健所の原本照合が必要

※その他は仮申請書類チェックリストでご確認ください。

6 医療法人設立認可スケジュール

スケジュール	期間	備考
事前登録	仮申請書類提出まで	事前申請の登録漏れにより仮申請の提出を受け付けないことはありません。
仮申請書類の提出	第1回目5月31日 第2回目9月30日 ※医務課医療指導班 必着 ※土日祝の場合は翌平日	郵送可。ただし、 いかなる理由（郵送の遅れを含む）であっても期限までに提出がない場合は次回の審査とします
仮申請の審査	仮申請受理後～	
ヒアリング	第1回目7月月頃 第2回目11月頃	
兵庫県医療審議会での審議	第1回目11月頃 第2回目2月頃	
設立認可	第1回目12月頃 第2回目3月頃	各健康福祉事務所・保健所より交付します。
設立登記	第1回目1月頃 第2回目4月頃	
法人診療所開設手続	設立登記完了後	各健康福祉事務所・保健所に申請・届出をお願いします。

7 相談窓口

兵庫県保健医療部医務課医療指導班

T E L 078-341-7711(代)

内線：3227, 3228



**Hyogo
Prefecture**